

# 2024年問題セミナー

## 労働時間の上限規制と改正改善基準告示の 適用に向けた取り組みについて

神奈川県労働局 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 上限規制と改善基準告示の適用に向けた周知について
2. 荷主団体への協力要請について
3. 荷主企業への荷待ち時間の改善に向けた要請について
4. 関連する取り組みについて
5. 厚生労働省本省委託事業について

# 1. 上限規制と改善基準告示の適用に向けた周知について

- ◆自動車運転者については、働き方改革関連法により、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されることから、公労使三者構成の労働政策審議会の下に専門部会を設置し、改善基準告示見直しの議論がなされた。
- ◆令和4年9月27日の専門委員会におい取りまとめがなされ、同年12月23日に改善基準告示が開催された（令和6年4月1日から適用）。

(1) 労働基準監督署でのトラック運送事業者向けの説明会  
本年4月以降、各労働基準監督署では58回開催し、903社（事業場）が参加した（10月末現在）。  
※対象は神奈川県トラック協会の非会員である。

(2) 労働基準監督署でのトラック運送事業者向けの訪問支援  
本年4月以降、各労働基準監督署では98事業場に訪問し、時間外労働の上限規制及び改善基準告示の説明を行った（10月末現在）。  
※対象は上記（1）説明会の欠席事業場である。

神奈川県トラック協会  
トラック運送事業者の  
改善基準告示が改正されます！  
自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(旧標準) 3,516時間	改正前(旧標準) 原則:293時間 最大:320時間	改正前(旧標準) 継続8時間
改正後 原則:3,300時間 最大:3,400時間	改正後 原則:284時間 最大:310時間	改正後 継続11時間を 基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

厚生労働省 国土交通省  
詳しい情報や相談窓口はこちら  
厚労省 改善基準告示 実施  
詳しくは  
こちらへ

## 2. 荷主団体への協力要請について（1）

自動車運転者労働時間等専門委員会報告（令和4年9月27日）「4 その他」より抜粋

### （1）荷主等の関係者に対する周知について

改善基準告示の改正に当たっては、その履行確保を徹底する観点から、改正後速やかに、使用者や自動車運転者のみならず、荷主やいわゆる元請運送事業者、貸切バス利用者等の発注者、貨物自動車利用運送事業者等に対し、関係省庁と連携し、幅広く周知することが適当である。

特に、道路貨物運送業は、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、長時間労働の是正等を積極的に進める必要がある一方、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがある。

また、働き方改革関連法により改正された労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第2条第4項では、他の事業主との取引を行う場合において、長時間労働につながるような著しく短い期限の発注や発注内容の頻繁な変更を行わない等の必要な配慮をすることが事業主の努力義務とされている。

厚生労働省においては、これらのことを踏まえ、改善基準告示の改正後、速やかに、発着荷主等に対し、恒常的な長時間の荷待ちを発生させないこと等について、労働基準監督署による「要請」を実施するとともに、国土交通省が実施する「荷主への働きかけ」等に資するよう、厚生労働省が把握した長時間の恒常的な荷待ち等に関する情報を国土交通省に対して提供することが適当である。

# 2. 荷主団体への協力要請について (2)

◆ 令和5年4月21日付けで県内の荷主団体に長時間労働の荷待ちの改善に向けた取組を要請した。

神勞発基 0421 第 1 号  
令和 5 年 4 月 21 日

別記記載の荷主団体長 殿

神奈川労働局長

トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた  
取組について (協力要請)

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)による労働基準法(昭和22年法律第49号)の改正に伴い、令和6年4月1日から、時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年960時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働者告示第7号。以下「改善基準告示」という。)についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和6年4月1日から改正された改善基準告示が適用されます。

上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷主等と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して、取引環境そのものを変えていく必要があることから、関係省庁で連携し、自動車運転の業務を行う事業者、荷主等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行うとともに、トラック運転者の労働環境の改善を強力に進めるため、荷主等に対して、恒常的な荷待ちを発生させないこと等について労働基準監督署による要請等をそれぞれ実施しているところです。

つきましては、貴団体におかれましては、別添を周知いただく等、傘下会員の皆様、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できるよう、長時間の荷待ちを発生させないこと等について、格別の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

## (要請先団体)

1. 神奈川県経営者協会
2. 神奈川県商工会議所連合会
3. 神奈川県商工会連合会
4. 神奈川経済同友会
5. 神奈川県中小企業団体中央会
6. 神奈川労務安全衛生協会

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

**STOP!**  
長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、**ぜひ前向きに検討をお願いします。**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

道路貨物運送業の実態

▲ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多



このような状況もあって、改善基準告示が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません。

しかし、長時間労働の原因は昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直し困難なものもあります。

社会インフラである「物流」の現状

▲ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難

国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」  
担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省は違反原因行為「が疑われる荷主に「働かかけ」等を行っています

# 3. 荷主企業への荷待ち時間の改善に向けた要請について

◆令和4年12月23日に荷主特別対策チームを編成し、令和5年度以降、荷主企業への要請を実施している。

## (1) 荷主特別対策チームによる荷主要請

本年4月以降、各労働基準監督署では273事業場に要請した(10月末現在)。

(荷主要請の端緒)

各監督署で選定した事業場

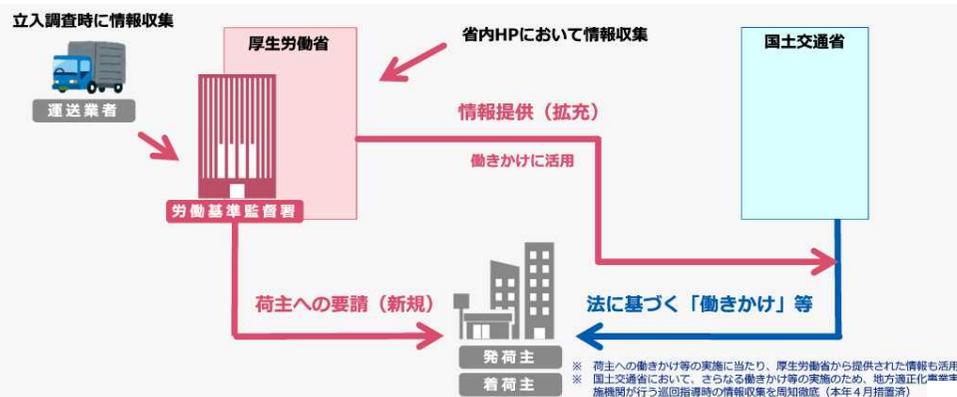
本省HPに情報提供があった事業場

監督指導時に荷待ち情報があつた事業場

適正化事業実施機関との情報共有により把握した事業場

### 労働基準監督署による要請(新規)

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**  
(要請の内容)長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**



厚生労働省  
神奈川労働局

Press Release

令和4年12月23日  
【照会先】  
神奈川労働基準局労働基準部監督課  
課長 听崎 雅夫  
地方労働基準監察監督官 青山 浩二  
(電話)045-211-7351

報道関係者 各位

改善基準告示の改正に伴い「荷主特別対策チーム」を編成しました  
～神奈川労働局にトラック運転者のための特別チームが発足～  
＜STOP!長時間の荷待ち＞

神奈川労働局(局長 西村 斗和)は、本日、「改善基準告示」(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号))が改正(※)されたことを受け、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。 ※適用は令和6年4月1日。

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働きかけ改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

神奈川労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

### 【荷主特別対策チームの概要】

- **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで構成されています**  
「荷主特別対策チーム」は、神奈川労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成されています。
- **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します**  
労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。
- **神奈川労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます**  
神奈川労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。
- **長時間の荷待ちに関する情報を収集します**  
厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報に基づき、労働基準監督署が要請等を行います。

※URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokijun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/nimachi.html)



## 4. 関連する取り組みについて（1）

◆ベストプラクティス企業を選定し、その取組内容の広報による荷待ち削減への意識向上の取り組み

来年4月からの時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、荷主企業と運送業者が相互に協力し、長時間労働の削減等に取り組んでいる企業を「ベストプラクティス企業」として選定しました。

### 【選定企業】

(荷主企業) 日産自動車(株)相模原部品センター

(元請会社) 久留米運送(株) 神奈川支店

(一次下請) フジトランスポート(株) 野田支店

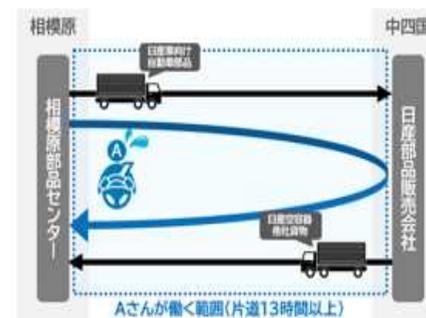
令和5年11月21日に当局長と神奈川運輸支局長が合同で荷主企業を訪問し、取組内容などの意見交換を行いました。

### 運送事業者と発着荷主が運携した取組

#### ・長距離輸送に中継地点を設けたドライバーの交代

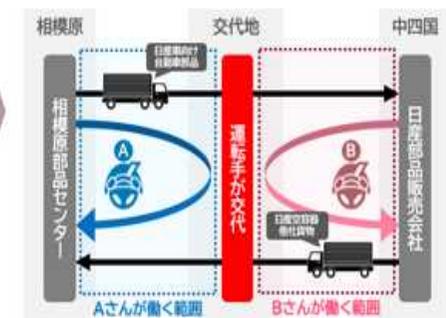
##### 従来の長距離配送イメージ

ドライバー1人で相模原から中四国エリアまで直行輸送  
片道13時間以上を要する長時間労働が定着



##### ドライバー交代の導入イメージ

道中の交代地で運転を交代、別トラックで相模原へと帰る  
ドライバー1人の輸送範囲を減らすことで負荷を削減



#### ・運送事業者と荷主会社によるトラック GPS システムの活用



## 4. 関連する取り組みについて（2）

◆ 港湾コンテナターミナルにおけるトラック運送事業者の取引関係に着目した要請を行った。

一部のターミナルではいまだ2時間から3時間を超える待機時間が認められたとの報告を踏まえ、関係機関（国交省関東運輸局、経産省関東経済産業局、当局）の連名で、次の海運貨物取扱業者団体に長時間労働の削減に向けた取り組み及び取引環境の改善を要請しました。

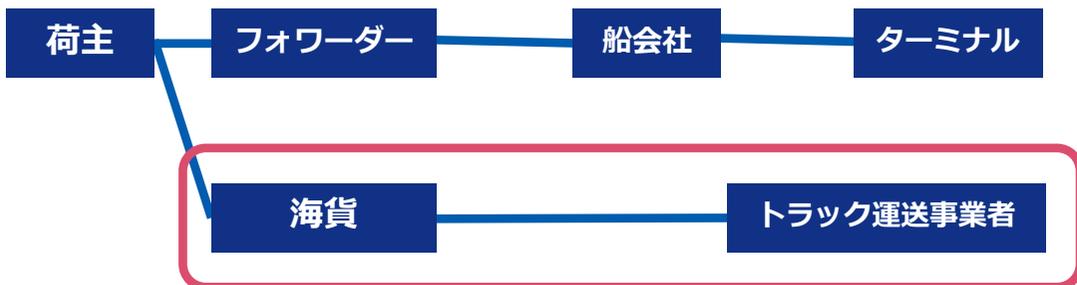
（要請先団体）

京浜海運貨物取扱同業会

横浜港運事業協同組合

京浜輸出入貨物取扱業協同組合

（取引関係イメージ図）



令和5年 11 月 15 日

別記記載の海運貨物取扱業者の団体長 殿

神奈川県労働局  
国土交通省関東運輸局  
経済産業省関東経済産業局

港湾コンテナターミナルにおける長時間の恒常的な荷待ちなど  
取引環境改善に向けた取組について（協力要請）

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正に伴い、令和6年4月1日から、時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年960時間とする規制が適用されます。

併せて、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和6年4月1日から改正された改善基準告示が適用されます。

港湾コンテナターミナルにおける荷待ち時間については、令和4年12月に神奈川県トラック協会が実施した横浜港各ターミナルにおける海上コンテナ車両待機時間調査において、一部のターミナルではいまだ2時間乃至3時間を超える待機時間が認められたとの報告がなされております。当該問題については、ターミナルのゲート前混雑の解消やトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図り、コンテナ物流を効率化することを目的として国土交通省が開発したシステム「CONPAS」を関係企業が活用し、改善に向けた取組が着実に進められていることは承知しておりますが、長時間の荷待ちなどの取引環境の改善については、荷物を取り扱う当事者間における取組も重要となります。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下会員の皆様が、トラック事業者が改正された改善基準告示の内容を遵守できるよう、長時間の荷待ちを発生させないことのほか、長時間の荷待ちが生じた場合には、トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインを参考に、そのしわ寄せをトラック事業者に集中させない取引環境の改善などについて、格別の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

# 5. 厚生労働省本省委託事業について（1）

◆自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトでは時間外労働の上限規制・改正後の改善基準告示の適用に向け、事業者や関係者、国民に向けた様々な情報を発信しています。

<トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト>



改善基準告示改正に合わせてリニューアル

<自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト>

## ● トラック運転者



### <主な掲載情報>

- 改善基準告示特設ページ
- 改善事例
- 特別相談センター
- 情報いろいろ宝箱
- 改善ハンドブック
- 各種統計
- (運転者の仕事をしてみよう)

## ● バス運転者



### <主な掲載情報>

- 改善基準告示特設ページ
- 改善事例
- 情報いろいろ宝箱
- 改善ハンドブック
- 各種統計
- (運転者の仕事をしてみよう)

## ● ハイヤー・タクシー運転者

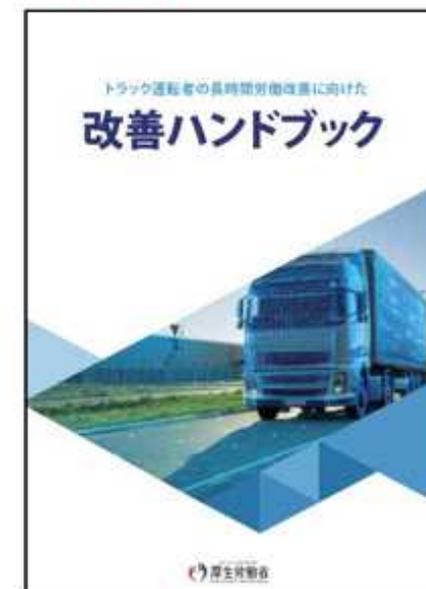


### <主な掲載情報>

- 改善基準告示特設ページ
- 改善事例
- 情報いろいろ宝箱
- 改善ハンドブック
- 各種統計
- (運転者の仕事をしてみよう)



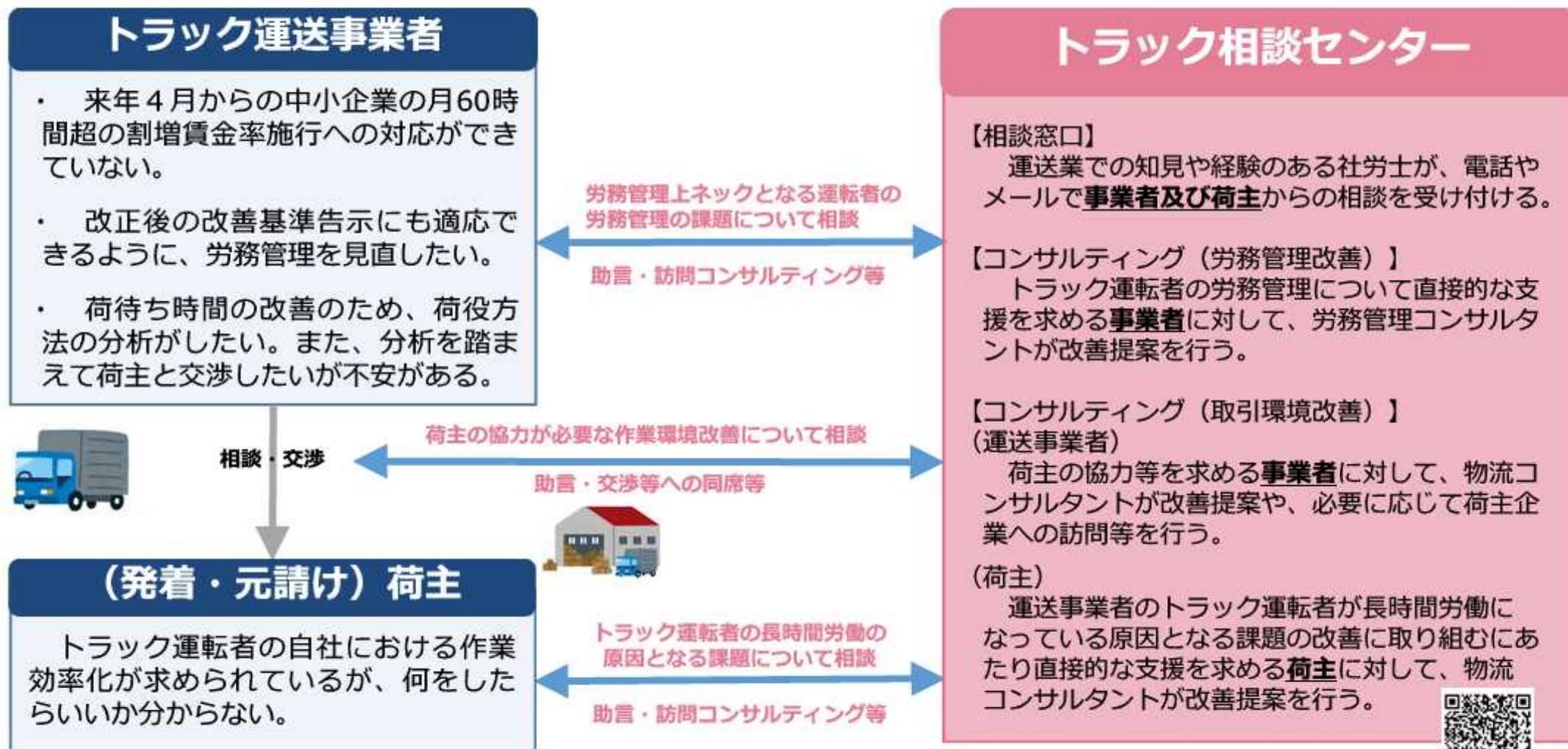
(イメージ)



- ・ 時間外労働の改善事例
- ・ ITの活用
- ・ 人材の確保
- などの事例等を紹介

## 5. 厚生労働省本省委託事業について（2）

- ◆トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターでは、トラック運転者の労働時間削減に向けた労務管理・取引環境改善のため、荷主や運送事業者からの相談に特化した相談窓口を設置しています。
- ◆運送業での知見や経験のある社労士等が相談やコンサルティングを行っています。



# 5. 厚生労働省本省委託事業について (3)

- ◆特設サイト「はたらきかたのススメ」を開設し、適用有用業種の時間外労働の上限規制の周知、取引環境改善に向けた各種情報を提供している。



適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト

はたらきかたのススメ

文字サイズの変更

標準

大

特大

動画コンテンツ



トップ

国民の皆様へ

業界別の取り組み

動画コンテンツ

SNS



働き方改革  
コンダクター  
小芝風花

くらし、  
はたらき、  
ともに  
ススメ!

2024年4月から

建設業、  
トラック・バス・  
タクシードライバー、  
医師の、

時間外労働の  
上限規制が  
適用されます。



国民向け



トラック編

2024年4月から

